

令和3年度町単独衛生センター
トラックスケール設置工事

仕 様 書

令和 3 年 7 月

目 次

第1章 総 則

- 第1節 計画概要
- 第2節 施設機能の確保
- 第3節 材料及び機器
- 第4節 工事内容
- 第5節 保証
- 第6節 提出図書
- 第7節 完成検査
- 第8節 その他

第2章 点検整備工事仕様

1. トラックスケール新設本体
2. 基礎・電気工事

第1章 総 則

本仕様書は、那賀町（以下「本町」とする。）が計画する、「令和3年度町単独衛生センタートラックスケール設置工事」に適用する。

第1節 計画概要

1. 工事概要

本工事は衛生センターの安定的な維持管理を図るものである。
また、本町が施設を操業するにあたり、那賀町内の搬入し尿等の搬入量の変化等を把握するうえでも重要な工事である。
尚、本工事の円滑な施工を行い、機能を満足させるよう受注者の責任施工とする。

2. 工 事 名

令和3年度町単独衛生センター
トラックスケール設置工事

3. 工事場所

那賀町那賀郡日浦字追立口250番地1
那賀町衛生センター

4. 工事期間

着工	令和 3年	8月	10日
竣工	令和 3年	12月	20日

第2節 施設機能の確保

1. 適用範囲

本仕様書および設計書に明記されていない事項であっても、工事の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受注者の負担において施工しなければならない。

2. 疑 義

本仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ本町の指示に従うものとする。

3. 変 更

契約後または工事期間中に変更の必要が生じた場合は、本町の定めた契約条項によるものとする。

第3節 材料及び機器

1. 材料および機器

使用材料および機器は、それぞれの用途に適合する製品とする。
また、日本産業規格(JIS)、電気規格調査会規格(JEC)、日本電気工業会標準(JEM)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

なお本町より指示のあった場合は、使用材料および機器の立会検査を実施する。

第4節 工事内容

第2章 新設工事仕様に示すとおりとする。

第5節 保証

1. 保証期間

- 1) 本工事の保証期間は正式引渡しの日より1年間とする。保証期間中に生じた設計施工及び材質上の欠陥による破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造または、取替えを行わなければならない。但し、再利用品については適用しないものとする。

2. 試運転

- 1) 工事完了後、試運転を行い報告書にまとめ提出のこと。
- 2) 新規の設備（システム）については、本施設に配置される職員に対し運転指導を行うこと。
運転指導は試運転期間中に行うこととするが、本町と協議のうえ実施するものとする。

第6節 提出図書

1. 着手時

- | | |
|-----------------------|------|
| 1) 工事着手届 | 1部 |
| 2) 現場代理人及び主任技術者等選任通知書 | 1部 |
| 3) 工程表届 | 1部 |
| 4) 材料使用承諾願 | 1部 |
| 5) 施工体制台帳 | 1部 |
| 6) その他、本町の指示するもの | 指定部数 |

2. 完了までに提出する書類

- | | |
|------------------|------|
| 1) 工事報告書 | 1部 |
| 2) 工事写真帳 | 1部 |
| 3) 工事竣工届 | 1部 |
| 4) その他、本町の指示するもの | 指定部数 |

第7節 完成検査

1. 完成検査

受注者は工事完了後、速やかに本町の立会のもとで検査を受けること。
立会検査完了後、提出書類を以て検収とする。

第8節 その他

1. 許認可申請

工事内容により受注者が関係官庁へ認可申請、報告、届出書等の必要がある場合には、その手続きを受注者が速やかに行い、本町に報告すること。

また、工事範囲において当町が関係官庁への認可申請、報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力すること。

2. 施 工

本工事施工に際しては、つぎの事項を遵守すること。

1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分行い、また作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めること。

2) 現場管理

資材置場、資材搬入路などについては本町と十分協議し、一般交通への支障が生じないように計画、実施すること。また整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努めること。

3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め万一損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。

4) 現場発生品の取り扱い

現場発生品の取り扱いについては、法に基づき適正に処分すること。

5) その他

- ・工事上必要な電気、水は本町より支給する。
- ・工事上必要な駐車場、資材置き場は場内に支給する空きスペースを利用してよいが、当局の承認を得ること。

6) 報告書の提出

各工種別に、工事報告書・試験成績書等を提出すること。

第2章 トラックスケール設置工事仕様

1. トラックスケール新設本体

1) 工事内容

本工事は衛生センターへの搬入し尿等の搬入量を把握するためのものである。

2) 機器名称

(1) トラックスケール本体規格等

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|-----------------------|-----------------|------------------------------|
| ① | 数 | 量 | : | 1台 | | |
| ② | 形 | 式 | : | デジタルロードセル4点式、防塵防水IP68 | | |
| ③ | 秤 | 量 | : | 15,000Kg | | |
| ④ | 目 | 量 | : | 5Kg | | |
| ⑤ | 積 | 載 | 寸 | 法 | : | 幅:2,300~2,450 長さ:5,400~5,450 |
| ⑥ | そ | の | 他 | : | 積載面標準塗装、配線その他1式 | |

(2) 計量データ処理装置

- | | | | | | |
|---|---|---|---|--------------------------------------|---------------|
| ① | 数 | 量 | : | 1台 | |
| ② | 制 | 御 | 部 | : | 12インチ以上 |
| ③ | 操 | 作 | 部 | : | タッチパネル、キーボード |
| ④ | 入 | 出 | 力 | : | USBにてデータ移行が可能 |
| ⑤ | 印 | 字 | : | 年月日、時刻、車番、総重量、空車重量、正味重量等必要事項が印字される事。 | |

(3) その他

- | | | | |
|---|-----------|---|-----------|
| ① | ICカードリーダー | : | 1台 |
| ② | ICカード | : | 10枚以上 |
| ③ | ケーブル | : | 通信用等必要数量 |
| ④ | その他 | : | 設置に関し必要な物 |

2. 基礎・電気工事

1) 工事内容

トラックスケール設置に伴う基礎・電気工事

(1) 基礎工事等

- | | | | | | |
|---|---|---|---|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 鉄 | 筋 | : | D13以上 | |
| ② | ピ | ツ | チ | : | 200mm以下 |
| ③ | 輪 | 留 | め | : | 基礎から立ち上がり300mm以上 |
| ④ | そ | の | 他 | : | 計量器本体を設置できるよう必要な基礎とする。また、スロープ他は周囲の勾配と合わせ他車の進入が容易にできるようにする事。アスファルト等残土処分及び舗装復旧等含む。 |

(2) 電気工事

- | | | | | | | | |
|---|---|---|---|-----|------------------------|---------------------------|--------------------|
| ① | 配 | 管 | ・ | BOX | : | トラックスケール設置場所から事務所内部まで必要数量 | |
| ② | ワ | イ | ヤ | ー | 他 | : | ストックヤードから処理棟までの空中部 |
| ③ | そ | の | 他 | : | 計量器本体から制御部までの電気設備工事を含む | | |

